

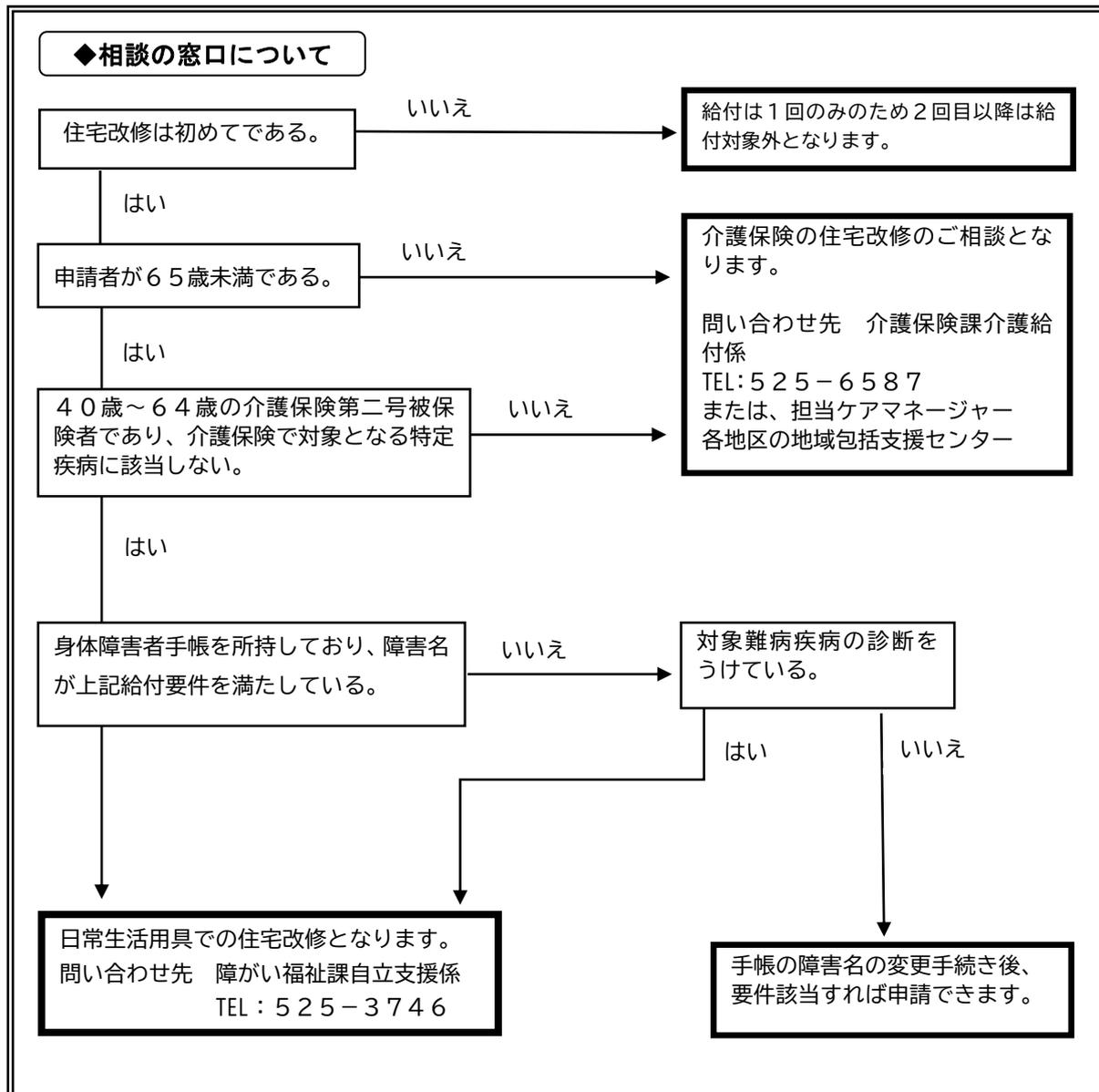
日常生活用具「居宅生活動作補助用具（住宅改修）」について

障害者総合支援法（※1）では、障がい者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には日常生活用具「居宅生活動作補助用具」の種目で住宅改修費が給付されます。（1軒につき1回、基準額20万円。）

※事前申請しないで工事着工した場合は給付の対象になりませんのでご注意ください。

1. 対象者について

- (1) 身体障害者手帳を所持しており、下記障害名の記載がある方
 下肢・体幹機能障害・脳原性運動機能障害で個別等級3級以上の障害名の方
- (2) 上記同程度の身体障害を有する難病患者等であって、必要と認められる者
医師の意見書に基づいて住宅改修の必要性が認められる方



2. 該当となる改修工事

改修内容	構造等
1. 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等に転倒防止、移動・移乗動作が容易にできることを目的として設置するものです。手すりの形は適切なものとしします。
2. 床段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいいます。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどです。 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力による床段差を解消する工事は対象にはなりません。
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	具体的には、居室において畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が考えられます。
4. 引き戸等への扉の変更	開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等扉全体を取り替えたり、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。 (敷居撤去に伴う扉下部の隙間は、原則として資源の有効活用の視点から既存扉の継ぎ足しで対応してください) なお、引き戸等への扉の変更にあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は対象外になります。
5. 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が対象になります。また、和式便器から洗浄機能がついた洋式便器（一体型の場合のみ）への取り替えは上肢機能障害が個別等級2級以上の場合認められます。なお、既に洋式便器の場合は、これらの機能等の取付けは認められておりません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の工事は対象外になります。
6. その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	それぞれ以下のものが考えられます。 ※ただし、改修内容に応じた必要最小限の改修となります。 ①手すりの取付け……手すりの取付けのための壁の下地補強 ②床段差の解消……浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更……床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④扉の取り替え……扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取り替え……便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）

※状態像等によっては想定できない（認められない）改修工事があります。

例えば、将来の車椅子生活を予測して和室をフローリング（床材の変更）に、歩行器を使用している移動なのに階段手すりの設置、入浴はすべて通所介護等の特浴なのに浴室のみの改修

工事など。

3. 業者登録について

※住宅改修業者は、事前に福島市役所へ指定の事務手続きが必要です。未指定業者の場合は事前にお問い合わせ下さい。

日常生活用具「居宅生活動作補助用具(住宅改修)」の事前チェックリスト【聞取用】

対象者要件について	<input type="checkbox"/> 対象者はいずれかの障がい、難病がある。 ├─ <input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている。 └─ <input type="checkbox"/> 対象難病疾病の診断を受けている。 <input type="checkbox"/> 住宅改修の障害名及び障害程度(個別等級等)に該当する。 <input type="checkbox"/> 難病患者等の場合、医師の意見により必要性が認められている。 <input type="checkbox"/> 病院へ入院していない。 <input type="checkbox"/> 施設へ入所していない。 <input type="checkbox"/> 対象者は介護保険制度非該当。 ├─ <input type="checkbox"/> 対象者は64歳未満。 └─ <input type="checkbox"/> 対象者は40歳～64歳未満で特定疾病に該当しない。 <input type="checkbox"/> 世帯員の市民税所得割最多納税額が46万円を超えない。
給付要件について	<input type="checkbox"/> 新規申請(一軒で1回)。 <input type="checkbox"/> 新築ではない。 <input type="checkbox"/> 増築ではない。 <input type="checkbox"/> 改修後の申請ではない。(事前申請) <input type="checkbox"/> 工事の着工をしていない。(事前申請)
改修工事の内容について	<input type="checkbox"/> 改修工事の内容は、バリアフリーのための工事である。 (壁を壊す工事、壁紙張替等は非該当)
業者について	<input type="checkbox"/> 見積書の業者は、福島市の指定を受けている業者である。

上記チェック項目すべてにチェックできれば、「3. 申請について」に記載の必要書類等をご準備のうえ、申請してください。

お問い合わせ
 福島市 障がい福祉課自立支援係
 TEL:024-525-3746